

社会福祉法人「蘇南会」令和 5 年度事業経過報告

1. 特別養護老人ホーム 矢部大矢荘
2. 矢部大矢荘短期入所介護事業所
3. 矢部大矢荘通所介護事業所 復健館
4. 矢部大矢荘居宅介護事業所
5. 生活困難者に対する支援事業
6. 社会福祉の増進に資する人材育成事業
7. グループホームすみれ
8. ケアハウス光露館

令和5年度に 5 類になったコロナ感染症であったが、矢部大矢荘では 3 回、グループホームすみれで1回感染者が出ており、施設内感染により、利用者 37 名、職員22名計 59 名が感染した。感染力が強く令和 4 年度より多数の感染者が出た。幸いに収束までの時間は短期間で済んだが、おひとり予後不良でお亡くなりになられた利用者がでている。

感染収束しない中ではあったが、令和 5 年度は目標に挙げていた研修受講・資格取得の推進・委員会活動を再開しケアの向上を目指した。技能実習生の受け入れに関する研究発表では、発表後、熊本県から取材を受けることになった。コロナ禍での閉鎖的な環境で現場業務が形式化する傾向もみられていたが、外部からの刺激を入れることで多少の創意工夫や緊張感は出たのではないと思われる。

「人材育成」に関しては、外国人スタッフ 2 名が蘇南会奨学金制度を利用し、介護福祉士実務者研修を受講した。令和 7 年に介護福祉士国家試験受験予定である。

稼働率に関しては、令和 5 年度の大きな課題であったが、コロナ禍の影響が長引いており回復には程遠い状況である。山都町の人口減少、通所の利用者側の利用控えや入所待機中に他の施設入所を選択された利用者もおり、引き続き利用者獲得に力を入れる必要がある。

また、グループホームすみれが人員不足、建物の老朽化などにより令和 6 年 3 月 31 日をもって閉鎖した。入居者 9 名の内、5名が矢部大矢荘、他 4 名が他施設特養、介護保健施設 彩雲苑、自宅への退所となった。

令和 5 年度は、未だに新型コロナウイルス感染症に大きな影響を受け苦しい事業経営ではあったが、一つ一つやるべきことを積み重ね地域になくしてはならない施設、つまり、社会的弱者の保護、援助、また、すべての人が心身ともに健やかに過ごせるよう、社会ニーズに応えられる施設を目指したいと思う。

1. 特別養護老人ホーム矢部大矢荘 事業経過報告

令和5年度の施設利用状況は、34,023名(以下R4年度33,431名)1日平均93.0名(91.6名)稼働率77.5%(76.3%)であった。昨年度に比べ変化はないものの例年と比較しかなりの減数となっている。新型コロナウイルスの影響が続いており、また、入所待機中に他施設への入所や入院、逝去により利用に繋がらないケースが多く見られる。

コロナ感染症により制限していた面会や行事、研修、会議等は制限を緩和し、研修への参加や研究発表の参加は行えており、閉鎖的な状況を多少打開でき職員の意欲の向上につながったと思われる。

全体目標に対する経過報告

① 新型コロナウイルス感染症の状況

5、6月に入所者15名、職員13名、7月に入所者1名、12月に入所者13名、短期入所利用者4名、職員9名の感染者が出ている。6月、12月は大きなクラスターとなった。感染の影響で予後不良にておひとりが亡くなられた。

② 資格取得の状況

介護支援専門員更新研修3名、介護福祉士実務者研修外国人2名、認知症基礎研修、日本人5名、外国人4名計9名が受講した。

③ 外国人材受け入れ状況

技能実習生4名、特定技能4名中、特定技能2名が他施設へ転職し、現在は6名の外国人職員を受け入れている。

④ 各種委員会活動

各委員会、集合研修をコロナ感染症が落ち着いている間は再開した。令和6年度から虐待防止が必須となるため指針や研修の準備を行った。

⑤ 地域社会との連携

地域との活動は感染防止のため行っていない。

⑥ 子育て支援

看護休暇を子供ひとり7日間にしたことで、看護休暇が取りやすくなっているが、それでも年次休暇が足りず欠勤がでている職員がいるため、何らかの対応が必要である。

⑦ BCPの検討

自然災害のBCPはできていたが、日本の度重なる自然災害発生により現実的に機能するのか再検討が必要である。また、振興感染症に対応できるBCPについて研鑽を深め、高い効果と安心が得られる計画作成に努めていく。

また、初めて日中の停電を想定したBCP訓練を行った。様々な課題が上がり、備蓄品を追加購入した。

2. 矢部大矢荘短期入所生活介護事業 事業経過報告

年間の短期入所事業の利用実績は、総数 4,004 名(4,3625 名)、1 日平均 10.9 名(12.0 名)、稼働率 91.2%(99.6%)であった。入所者の感染により、2 度、短期入所の利用停止を行った。そのため、稼働率に大きな影響が出ている。また、短期入所利用者が矢部大矢荘の本入所につながるケースもあり、利用者数が減少している。

認知症や重介護により在宅生活が困難なケースが多く、施設で過ごす期間が長期に渡る利用も増えている。そのため家族との関係が希薄になり、家族からの協力が得にくい状況も出ている。家族の気持ちにも寄り添いながら、利用者と家族との懸け橋になるよう支援を行う必要がある。

3. 矢部大矢荘通所介護事業所 復健館 事業経過報告

令和 5 年度事業利用実績は、総数 4,273 名(4,718 名)一日平均 13.8 名(15.2 名)、稼働率 46.0%(50.6%)と落ち込みが見られる。

10 月に作業療法士が入職し、利用者の増加に繋がることを期待していたが、利用者増にはつながっていない。専門的なりハビリの必要性をアピールしていく必要がある。

また、通所介護事業所から、短期入所生活介護の利用、本入所への移行により、利用者増は今後も困難であると思われる。しかし、少人数でなければできないケアもあるため、質の確保に努め、復健館利用が利用者にとってなくてはならないものになるようにしていきたい。

4. 矢部大矢荘居宅介護支援事業所 事業経過報告

- ① 近年、利用者、家族の状況が複雑化する傾向にあり、支援に困難を感じる事例が増えているが、情報分析と課題の整理を繰り返し、居宅内で検討会を設け相互に助言を行う等、利用者の「自立支援」に資するケアプランの作成に努めている。
- ② 令和 3 年度介護報酬改定における経過措置事項について令和 5 年度に高齢者虐待、感染症、ハラスメントについての委員会を設定し、各委員会の活動について示す機会を作った。令和 6 年度は、「実習」と「研修」を事業所内研修の中に計画していく。
- ③ 自然災害時、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画について作成作業を進めている。令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置期間が設けられたので、令和 6 年度上半期内に取りまとめたいと考えている。
- ④ 感染症対策の一環として毎週の居宅会議の冒頭、コロナ感染状況と対応策の把握を行い、現状について確認作業を行った。インフルエンザについても同様の対応を行った。
- ⑤ 連携について、

・介護事業所、医療機関、行政との連携が、利用者の利益に資する計画を作成、実施するうえで重要であると考え、入院時を例にとると、即日、または、翌日までに入院前の状況についての利用者基本情報連携シートを送付し、在宅復帰にかかるケアマネージャーの所感を付記している。

・各介護事業所とは、日々、相互に利用者についての情報交換を実践する体制を整えている。

・地域見守りネットワーク会議、民生委員会議、福祉委員会議、行政の説明会などに参加して発言を行い、ネットワークの一員としてケアマネージャーを認識してもらうように心がけている。

⑥ 居宅支援実績数の減少について

新規利用者数は、令和4年度は42名、令和5年度は45名で、実績数に表れない相談援助のみの事例も含めると相談、支援の依頼数の減少はないが、介護支援専門数が専任4名、兼任1名体制から専任4名に移行したことは全体受け入れ数の減少に繋がった。また、新規利用者にあっては、支援期間が短い事例が比較的多くあり、全体の利用者にあつて、入院者、施設入所者も多くあつた事が実績数の減少につながつたと思われる。

⑦ ケアマネ業務は、業務内容の時間配分が難しく、各人が働き方を常々、考えながら取り組んでいるが、デスクワークを繰り返すことが多く、どのように処理していけば良いか頭を悩ませている。

5. 生活困難者相談支援事業 事業経過報告

令和5年度は生活困難者相談が山都町社会福祉協議会より2件あつた。

1件は車中泊を続け、山都町社会福祉協議会が一時的な支援を繰り返してきた相談者で、山都町内の老人福祉センターへ入居し生活保護の申請後に保護費が支給されるまでの間の生活物資の支援を行った。

もう1件は、林業関係の仕事で受傷し、仕事ができず生活費と治療費の支援が必要との相談であつたが、労災保険が出そうであることと兄弟(弟)の支援が受けられそうであることなどから訪問と相談のみで終了している。

制度と制度の狭間で行政の支援を受けられずにいる相談者が誰一人取り残されることのないよう今後も多様なニーズに柔軟に対応していきたい。

6. 社会福祉の増進に資する人材育成事業 事業経過報告

令和5年度は介護福祉士実務者研修に外国人スタッフ2名が奨学制度を利用し受講した。2名とも令和7年に介護福祉士の国家試験を受験予定である。

令和5年度中は新たな外国人スタッフの受け入れはなかつたが、令和6年5月入国予

定のミャンマー人特定技能スタッフ4名の手続きを行った。

職員の受講希望の申し出により、認知症関係の研修を2名が受講。特別休暇を利用し有給で受講を行った。

また、技能実習生に日本文化を学んだもらうために、元旦におせち料理を食べてもらい、職員が持ち寄った着物を着てもらった。日本人でも着る機会が少ない中、技能実習生本人のみならず利用者や職員も大変喜び、日本文化を経験する良い機会となった。

7.グループホームすみれ 事業経過報告

令和5年度を持って閉鎖となったグループホームすみれであるが、最後まで家庭に近い環境で一人一人が自分らしく生活できるような支援を心がけた。

最後の9名の入居者中、7名が要介護3以上で特別養護老人ホームへ入所され、また、1名は介護老人保健施設へ入所、1名は在宅復帰されている。

① 自己実現・活気のある生活

毎日の化粧や身だしなみ、料理への参加、趣味活動など毎日の生活に楽しみややりがいのある生活の支援ができた。コロナ禍で思うように外出ができない中、お弁当をもって敷地内の屋外で食事するなど生活に変化が出るよう工夫した。

② 連携

スタッフ間の情報交換は連絡ノートやケア記録を活用し抜けのないよう行った。また、些細なことでも体調変化などご家族へ密に報告を行うよう努めた。協力病院とは電話での相談をはじめ、定期受診や随時の受診で連携が図れていた。

③ コロナ感染症

1月に4名の入居者が感染した。幸い4名とも症状は軽く1週間ほどで軽快された。隔離生活により体力の低下が一時見られたが現在は回復されている。

④ 自然災害・事故防止

令和5年度は地震を想定しての防災訓練を行った。訓練を行うたびに新たな課題が上がるため繰り返しの訓練が必要であると感じる。

8.ケアハウス光露館 事業経過報告

【令和5年度 目標】

長引くコロナ禍に加え、円安の進行やウクライナ情勢の影響でもたらされた物価高など、私達の生活にとっても大きな影響を与えている。

特に新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省より2023年5月8日に「2類相当」から「5類」へ変更するという方針が示されており、今まで以上に高齢者へのリスクは高まるもの

と考えられる。

そこで今年27年目を迎える光露館として取り組むべきことは、

- ① 引き続き、高齢者の命を守る行動に力を入れ、高齢者が安心して、快適に生活できるように心がけ支援していく。
- ② 最新のコロナ情報を入手し、行動制限を的確に伝え、入居者のストレス軽減に努める。
- ③ 職員が抱える不安や精神的ストレスにもしっかりと向き合い、働きやすい環境を提供する。
- ④ 設備の老朽化が進んでいく中、点検等を行い、故障やトラブルを未然に防げるよう努めていく。

上記4本柱を掲げ、職員一丸となり取り組み、蘇南会の理念である“老後の尊厳ある暮らしを支える”につなげる支援を実現する。

【目標に対しての実施経過報告】

- (1) 入居者の人権を尊重し、自由でプライバシーが確保される安心した生活を援助していく。
➡入居者1人1人の生活スタイルを尊重し、安心した生活が送れるように援助する事ができた。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策として、熊本県から発令されるコロナ警戒情報に基づき対応していく。
➡2類相当→5類へ変更されることで考えられるメリット/デメリットを話し合い、入居者にわかりやすく説明した。
- (3) 勉強会を通して、入居者一人一人に新型コロナウイルスの事を十分に理解して頂き、毎日の検温、手洗い・うがいの徹底を図り、健康管理に努める。
➡行動制限が徐々に緩和されていく中、入居者との勉強会（話し合い）を通して、改めてコロナウイルスの怖さを説明し、毎日の検温及び手洗い・うがいの重要性を伝え健康管理に努めた。
- (4) 管理栄養士による栄養管理を行い、委託業者（日清医療食品）により、入居者個々の健康状態に合わせた食事を提供する。また、嗜好調査・食事検討会等でニーズを把握し、季節感のあるバラエティーに富んだメニュー、適温での食事を提供する。食事の雰囲気等にも配慮し特に毎月『楽しいランチ・感謝の日』を行ない、食事の楽しさを味わってもらう。
➡入居者の体調に合わせて食事形態を変更し、いつでも食べやすい食事の提供を心がけた。
又、食事検討会（3回／年）を行う事で、入居者の意見を直接、栄養士へ伝える事ができ、行事食を通して、“食に対する楽しさ”を実感して頂いた。
- (5) 新型コロナウイルス感染対策により自粛生活が続いている為、体力面と精神面のリラクゼーションを図る。（体力面…クラブ活動やレクリエーションの充実、精神面…四季の移り変わりを感じてもらえるコーナーを作り、五感へ刺激を与える…etc）
➡1人でも多くの入居者に参加して頂けるような楽しいレクリエーション内容（筋トレ・脳

トレ)を考え取り組んだ。その結果、入居者(参加者)の大きな笑い声に包まれたレクリエーションが出来た。

また、施設周辺の花々の手入れやメダカの飼育などを通して、四季を感じ、心を癒すための支援が出来た。

(6)入居者の健康管理に配慮し、年一回の健康診断の実施や各医療機関受診等を援助する。また、介護予防に関する施策も取り入れていきながら、入居者の健康増進を図り、その予防や維持に努める。認知症の予防にも努め、その早期発見、受診等を支援する。

➡年一回の健康診断結果に基づき、食事療法(糖尿食、減塩食、高脂血症食など)を行い、健康管理に配慮する事ができた。

又、ヘルパーやデイサービスの職員との連携を通じて、日常生活では気づくことのできないケガや体調の変化に対応する事ができた。

(7)介護保険対象の要支援・要介護の入居者に対しては、自立生活が維持できるように、介護保険制度を利用して、個々人にあった生活ができるよう支援する。

➡日々の様子観察やヘルパー、デイサービス職員からの情報を基に「今の生活を継続する為には」という視点から介護サービスを提案し、家族やケアマネージャーと相談しながら支援することができた。

(8)常に居室は、自主的に整理整頓をしてもらい、快適な生活を送ってもらえるよう援助する。

➡日常的な声かけや年二回の居室点検を通じて、居室の不具合を発見、修正することで快適な生活へ向けての支援ができた。

(9)入居者の人格・人権を尊重し、ありのままを受け入れるよう努力し、入居者の相談に適切に対応しながら、精神的ケアに努める。

➡入居者からの相談にしっかりと向き合い、家族を含め各事業所と連携を図り、問題解決に向け早急な対応を心がけた。

(10)入居者からの日々の意見の受付、また定期的な入居者懇談会の開催等から、日常生活上でのニーズを把握し対応していく。また、苦情がある場合は、迅速且つ適切に解決するようにする。

➡日常生活上での入居者からの意見に対しては、意見箱の設置を行っており、懇談会やお話会などの際に話を十分に伺う機会を設け対応した。

また、個別的な事案に対しては居室訪問等でお話を伺う等の対応を行い、迅速に対応する事ができた。

(11)職員は、毎月、職員会議や職員研修を行なうと共に各種研修会等に参加し、専門職としての自己研鑽に努める。入居者や家族に対しては、専門的な立場から自覚を持ち、思いやりを持って接する。

➡施設外研修にも積極的に参加し、専門職としての自己研鑽に努めた。職員研修を通して、今必要な情報把握と入居者が抱える不安を解消できるように職員間で連携を図り対応を行った。また職員が抱える不安やストレスにも目を向け、日々の会

話などから体調の変化に気づけるよう心がけた。

(12) 常にリスクマネジメントに配慮し、早期の対応や予防的対応を重視する。また年二回以上防災避難訓練(夜間想定・昼間想定)を行う。

➡年二回の防火避難訓練については、話し合いの場(入居者お話し会)を設け、事前予習・本番(避難訓練)後の反省会を行い、避難訓練の大切さを理解していただいた。

又、職員研修を通じてリスクマネジメントの分析を行い、危険個所の把握や入居者への対応方法を統一することができた。

(13) 職員は業務上知り得た入居者及び家族の個人情報に関する守秘義務を遵守する。

➡業務内の申し送り、介護サービス事業者など関係各所に対する必要な情報提供以外は守秘義務を遵守した。

(14) 職員は、経費節減の観点から、省エネ・節水等に努める。

➡館内照明の節電に努め温室時計設置を行い、エアコンの使用も極力必要時のみとし経費節減に努めた。